

制約付き一般競争入札を行いますので、金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第3条の規定により公告します。

令和8年9月30日

金沢市長 村 山 卓
(公 印 省 略)

- | | | | |
|---|--------|-------|---------------------------|
| 1 | 入札対象工事 | 工 事 名 | 金沢市立西小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事） |
| | | 工事場所 | 金沢市駅西新町3丁目15番1号 |
| | | 工 期 | 令和10年2月29日まで |
| | | 工事概要 | 金沢市立西小学校校舎長寿命化改良に係る建築工事一式 |

本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務対象工事及び契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事とします。

本工事は、総合評価方式（簡易型Ⅱ）及び電子入札の対象工事とします。

- 2 予定価格 730,900,000円（税抜き）

- 3 入札参加資格 次に掲げる要件を満たしている3者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

(1) 共同企業体の構成員の共通要件

- ① 令和8年度の金沢市建設工事競争入札参加資格において、建築一式工事の等級が「A」等級に格付されていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、金沢市長が別に定める手続に基づく一般競争入札に参加する資格の再認定を受けていること。）。
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 発注工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第1項に規定する経営事項審査を受けた者であり、公告日から契約締結日まで有効期間が連続している経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）を有する者であること。なお、「有効期間が連続している」とは、更新後の通知書の発行日が更新前の有効期限の満了日以前であることとする。
- ④ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- ⑤ 主たる営業所（令和6年告示第320号（建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格の審査の申請において提出した主たる営業所に関する誓約書の内容を全て満たしている営業所をいう。）の所在地が金沢市内であること。
- ⑥ 次に掲げる者に該当する場合は、それぞれ次に定める要件を満たすこと。
 - ア 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に金沢市発注の建築一式工事の竣工検査を受けた者 当該竣工検査に係る工事成績評点の平均点が70点以上であること。
 - イ 令和7年10月20日から入札参加申込の受付期間の最終日までの間に金沢市発注の建築一式工事の竣工検査を受けた者 当該竣工検査に係る工事に、調査基準価格を下回った価格で契約した工事であって、工事成績評点が60点未満のものが無いこと。
- ⑦ 入札参加申込の受付期間の最終日から同工事の開札日までの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止間中でないこと。
- ⑧ 本市の市税を滞納していないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

- ① 審査基準日が令和7年10月1日直前の経営事項審査における建築一式工事の総合評点に、令和8年度金沢市競争入札参加資格における主観点数を加算した数値が950点以上、かつ、令和7年10月1日直前の経営事項審査において同工事の年間平均完成工事高が8億7,000万円以上であること。
- ② 平成23年4月1日以後に、石川県内において鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築、改築又は改修工事（官民を問わず、契約額が130万円を超える（令和7年度以降に契約した工事は200万円を超える）工事に限る。かつ、金沢市発注のものにあっては、工事成績評点が65点以上であるものに限る。）を元請として施工し、引き渡した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。
- ③ 施工能力及び出資比率が構成員中最大であること。

(3) 共同企業体のその他構成員の要件

共同企業体の代表者を除くその他構成員は、次に掲げる①の要件を満たす1者及び②の要件を満たす1者とします。

- ① 審査基準日が令和7年10月1日直前の経営事項審査における建築一式工事の総合評価点に、令和8年度金沢市競争入札参加資格における主観点数を加算した数値が830点以上、かつ、令和7年10月1日直前の経営事項審査において同工事の年間平均完成工事高が5億2,000万円以上であること。
- ② 審査基準日が令和7年10月1日直前の経営事項審査における建築一式工事の総合評価点に、令和8年度金沢市競争入札参加資格における主観点数を加算した数値が830点以上、かつ、令和7年10月1日直前の経営事項審査において同工事の年間平均完成工事高が3億5,000万円以上であること。

(4) 共同企業体の結成

- ① 構成員の数は、代表者1者とその他構成員2者の3者とします。
- ② 結成方式は、自主結成とします。
- ③ 同一業者が2以上の共同企業体の構成員となることはできません。
- ④ 構成員の出資比率は20%以上とします。

4 総合評価に関する事項

(1) 落札候補者の決定方法

- ① 競争参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次のア及びイの要件に該当する者のうち(2)「総合評価の方法」によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムによるくじ機能により落札候補者を決定する。
ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ 評価値が、基礎点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- ② 評価値の最も高い者の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は低入札価格調査実施要領を準用し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第2項の規定に該当するかどうかの調査を行う。
- ③ 調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札候補者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次に評価値の高い者を新たに落札候補者とする。

(2) 総合評価の方法

- ① 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。
技術評価点＝基礎点(100点)＋加算点
評価値＝技術評価点／入札価格
- ② 技術評価点は最低限の技術力を有する者として基礎点100点を与え、さらに次のアからオまでの評価項目について評価を行い、加算点を与える。
ア 企業の技術力
イ 配置予定技術者の技術力
ウ 地域貢献度
エ 不正行為
オ 施工体制

(3) その他

「(2)(総合評価の方法)の②のアからオまでの評価項目」及び技術資料の提出方法等の詳細については、技術資料作成要領によるものとする。

総合評価方式に係る技術資料作成要領については、入札情報システムからダウンロードしてください。

*技術資料の提出期限は令和8年10月19日(月)正午(必着)です。

5 入札参加申込
手続

本市の電子入札システムにおいて、下記書類を添付の上、参加申込みをしてください。

◎競争参加申請書

受付期間は令和8年10月15日(木)午前9時から令和8年10月19日(月)正午まで(時間厳守)とし、下記(1)は本市の電子入札システムで受け付けし、下記(2)及び(3)は受付期間中に金沢市総務局監理課宛てに電子メールで送信してください。

(1) 競争参加申請書

(2) 特定建設工事共同企業体協定書(副本)

(3) 共同企業体の構成員から代表者に宛てた委任状

なお、やむを得ない事由^{※1)}により電子入札システムで申請できない場合は、紙により競争参加申請書及び紙入札方式承諾願、各2部を令和8年10月19日(月)午前9時から正午まで(時間厳守)に金沢市総務局監理課へ直接お持ちください。

電子入札システムにより添付する書類のファイルの名称は「金沢市立西小学校校舎長寿命化改良工事(建築工事)」とし、その前に括弧書きで会社名を付け加えてください。添付する書類の形式等は電子入札運用基準「3. 関係書類の提出」に従ってください。

(2)及び(3)の送信先アドレス：nyusatsu@city.kanazawa.lg.jp

注) 電子メールの送信にあたっては、次のとおりとしてください。

- ① 提出書類はPDF形式でファイル添付すること。
 - ② 添付ファイルの名称は、(1)の電子入札システムにより添付する書類のファイル名とすること。
 - ③ メールの件名は「共同企業体協定書等_ (添付ファイルの名称)」とすること。
- なお、電子メールで送信できない場合は、書面により金沢市総務局監理課へ直接お持ちください。

注1) やむを得ない事由の例示

- ① 電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請(準備)中の場合
- ② 商号又は名称・所在地・代表者の変更により、ICカードの取得が間に合わない場合

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 6 | 契約の条項等
を示す場所 | 金沢市建設工事請負契約書は、金沢市総務局監理課において、縦覧することができます。 |
| 7 | 設計図書等の
閲覧方法 | 設計図書等については、入札情報システムからダウンロードしてください。
(注) 入札に参加する場合は、必ず設計図書を閲覧してください。 |
| 8 | 設計図書の質
問及び回答 | 設計図書に関して質問がある場合は、次に従い金沢市総務局監理課宛てに電子メールで送信してください。
質 問：令和8年10月19日(月) 正午まで(必着)
回 答：令和8年10月22日(木) までに、入札情報システムにおいて公開 |

送信先アドレス：nyusatsu@city.kanazawa.lg.jp

注) 電子メールの送信にあたっては、次のとおりとしてください。

- ① 質問(様式自由、記名のこと。)はPDF形式でファイル添付すること。
- ② 添付ファイルの名称は、5(入札参加申込手続)の電子入札システムにより添付する書類のファイル名とすること。
- ③ メールの件名は「設計図書の質問_ (添付ファイルの名称)」とすること。
- ④ メール送信後、監理課工事契約係に受信確認の電話連絡をすること。

電話(076) 220-2101

なお、電子メールで送信できない場合は、書面(様式自由、記名のこと。)により金沢市総務局監理課へ直接お持ちください。

- | | | |
|----|----------------|--|
| 9 | 入札執行場所
及び日時 | 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市総務局監理課電子入札室
入 札 開 始 日 時：令和8年10月30日(金) 午前 9時
入札書提出締切日時：令和8年11月 2日(月) 午後 1時
開 札 日 時：令和8年11月 4日(水) 午前10時20分 |
| 10 | 工事費内訳書
の提出 | (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。
(2) 工事費内訳書の様式は、7(設計図書等の閲覧方法)でダウンロードした設計図書中、『設計書』のファイルで作成してください(自由様式不可)。
(3) 工事費内訳書を提出しないときは、入札に参加できません。 |
| 11 | 入札参加資格
審査 | 開札時点では、落札を保留して、4(総合評価に関する事項)(1)により、落札候補者となった者に対して入札参加資格の審査を行います。
このため、入札参加申請者は、下記の書類について本工事の開札日時までに用意をしてください。
また、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた者は、令和8年11月5日(木)正午まで(時間厳守)に金沢市総務局監理課宛てに電子メールで送信してください。 |

送信先アドレス：nyusatsu@city.kanazawa.lg.jp

注) 電子メールの送信にあたっては、次のとおりとしてください。

- ① 提出書類はPDF形式でファイル添付すること。
 - ② 添付ファイルの名称は、5(入札参加申込手続)の電子入札システムにより添付する書類のファイル名とすること。
 - ③ メールの件名は「入札参加資格審査_ (添付ファイルの名称)」とすること。
- なお、電子メールで送信できない場合は、書面により金沢市総務局監理課へ直接お持ちください。

(1) 競争参加資格確認申請書

(2) 経営事項審査の基準日が令和7年10月1日直前の通知書(写し)

(ただし、有効期間が満了している場合は直近の通知書(写し)も提出してください。)

(3) 同種・類似工事の施工実績及び配置予定技術者の資格調書

3 (入札参加資格) の(2)②の施工実績は、可能な限り工事実績情報システム (CORINS) に登録されている工事から選定してください (登録されていない工事でも記載可)。

記載した工事概要や契約内容が明確に分かる資料 (CORINSカルテ、契約書、設計図書等) を添付してください (CORINSカルテに工事概要が記載されている場合は、カルテのみでも可)。

(4) 3 (入札参加資格) の(1)⑤についての確認調書

(5) 総合評価方式に係る技術資料の記載内容を証明する資料

なお、(1)、(3)及び(4)の書類は、入札情報システムからダウンロードしてください。

12 落札者の決定 (1) 落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定 (金沢市建設工事に係る総合評価方式試行要領第5条で定める学識経験者の意見を聴く必要がある場合には、学識経験者の意見聴取を行った後に落札者として決定) し、その旨を通知します。

なお、落札者とする旨の通知を受けた者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、金沢市総務局監理課に、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知してください。

(2) 令和8年9月30日付け公告の以下の工事に係る落札決定については、開札順に落札候補者が存在する案件から実施します。また、以下の工事において、その一つの工事を落札した者 (構成員を含む。) は、その他の工事の落札者となることはできません。

・金沢市立四十万小学校校舎長寿命化改良工事 (建築工事)

・金沢市立西小学校校舎長寿命化改良工事 (建築工事)

13 入札保証金 免除

14 契約保証金 納付 (契約を締結する者が納付すべき契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。)

ただし、金沢市契約規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。

15 契約書の要否 要

本工事は、電子契約対象工事です。電子契約又は書面による契約のいずれかを選択することができます。

16 支払条件 前払金 請負金額の3%以内 (令和8年度)、38%以内 (令和9年度)
(契約金額が200万円以上の場合に限る。)

中間前金払 請負金額の2%以内 (令和8年度)、19%以内 (令和9年度)
(契約金額が200万円以上の場合に限る。)

部分払 令和9年3月 1%以内、令和9年4月 3%以内、令和9年10月 18%以内、
令和9年12月 11%以内

(契約金額が1,000万円以上、かつ、工期が100日を超える場合に限る。)

*ただし、中間前金払と部分払については、契約締結時にどちらかを選択 (年度末の部分払は除く。)

*前払金及び部分払の率は目安です。落札結果により変動することがあります。

17 入札に関する 無効事項 (1) 入札参加資格のない者が入札した場合
(2) 入札に参加しようとする者が協定して入札した場合又は入札に際し不正の行為があった場合

(3) 同一事項の入札に対し二つ以上入札した場合

(4) 金沢市所定の入札書を使用しない場合

(5) 入札者の記名押印がない場合又は入札書の記載事項が不明確な場合

(6) 入札書の記載事項を訂正し、訂正事項に訂正印がない場合

(ただし、入札金額を訂正した場合は、訂正印を押しても無効とします。)

(7) 予定価格を上回る額で入札をした場合

(8) 同一入札に参加する複数の者が次に掲げる基準 (以下「基準」という。) に該当する場合は、基準に該当した者の入札は無効として取り扱います。ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は有効として取り扱うものとします。

① 次に掲げる資本関係がある場合 (子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。)

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 次に掲げる人的関係がある場合

ア 一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合 (会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。)

イ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ 事業協同組合等と組合員の関係にある場合

④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(9) 令和8年9月30日付け公告の以下の工事の落札者（構成員を含む。）が行った本工事の入札は無効として取り扱います。

・金沢市立四十万小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事）

- 18 低入札価格調査制度 この入札には、低入札価格調査制度を適用します。
- 19 建設リサイクル法対象工事 この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。
- 20 その他の事項 (1) 本工事は、議会の議決を要しますので仮契約とし、承認の議決があったときに本契約を締結します。
(2) 当該工事の施工にあつては、必要な許可、技術者の選任等を含め、建設業法等の関係法令を遵守してください。
(3) 入札書には、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載してください。
(4) 契約締結後の技術提案
 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、金沢市長に提案することができます。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとします。
 詳細は特記仕様書等によります。
(5) この公告及び詳細については、金沢市総務局監理課までお問い合わせください。 電話（076）220-2101
 金沢市総務局監理課ホームページ
 <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kanrika/gyomuannai/1/6511.html>